

領収書の紙保存は要注意！ 改正電子帳簿保存法の基本と対応



電子帳簿保存法改正直前の 2021 年(令和 3 年)12 月に発表された令和 4 年度税制改正大綱で、電子取引情報の電子保存制度について 2 年間の経過措置が設けられるなど、改正直前のタイミングでも様々な動きがありました。経理部門、情報システム部門を中心に、業務の現場にも少なからず影響があったことかと思えます。2023 年 10 月にはインボイス制度の開始も控えています。そこで本セミナーでは税制改正大綱で発表された電子帳簿保存法に関する改正及び、「電子帳簿等保存」「スキャナー保存」「電子取引の電子保存」等のポイントについて、分かりやすく解説いたします。

講座内容

- ◎電子帳簿保存法とは？
- ◎電子帳簿保存・スキャナー保存・電子取引
- ◎電子帳簿保存法の影響
- ◎実務上のポイント・準備等
- ◎現場の実務対応への影響 ～メリット・デメリット～

受講料
無料



【日時】
令和4年 **8月23日** 火
14:00～16:00

《講師プロフィール》

(株)フォーグッドコンサルティング
代表取締役/税理士

むなかた ゆうへい
宗形 悠平 氏



1979 年、富山市生まれ。近畿大学を卒業後、会計事務所に入社。約 10 年以上の間において 100 社以上の中小零細企業の会計や経営者と経営について財務面からの数字を分析と節税のアドバイスを行う。主に会計や税務を担当し、財務の数字の分析や融資における経営計画書の作成や、節税のアドバイスを 100 社以上の中小零細企業の経営者や個人事業主に対して行ってきた。顧問先の多くが、商工会お所の会員と同様の規模であったため、商工会議所のセミナーに来る受講者の本当の経営課題や悩みを熟知し経営者および個人事業主から信頼を得ている。

受講場所
受講方法

自社・お店(オンラインZoom)

※事前に Zoom 招待 URL をメールでお送りします。
※事前に手元用の資料をメールでお送りします。
※当日は、インターネットへの接続と音声出力が可能な PC 等をご用意の上、受講して下さい。

申込方法
申込み先

下記申込書に必要をご記入の上、**8月19日(金)**までに FAX または TEL にてお申込みください。
鳴門商工会議所 中小企業相談所
(TEL 088-685-3748 FAX 088-686-8080)

【主催】鳴門商工会議所 中小企業相談所

8 / 23 (火) 開催 『改正電子帳簿保存法の基本と対応』 受講申込書 ※このままのサイズで、FAXして下さい。

鳴門商工会議所 中小企業相談所 行 (FAX 018-866-2101)

令和 4 年 月 日

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名		E-mail	